

自治会長に係る個人情報の提供

市には、様々な理由で自治会長と連絡をとりたいという相談が寄せられます。

そこで、市は、自治会長になった方に、個人情報（氏名、住所、電話番号）を第三者に情報提供することについて同意をいただけるか、年度ごとに確認した上で、使用の目的が次の1～8に該当する場合に限って情報提供をしています。

1. 【官公庁】事業に使用する場合【警察】情報提供を依頼する際に使用する場合
2. 【我孫子市の外郭団体（社会福祉協議会、シルバー人材センターなど）】事業に使用する場合
3. 【自治会区域内的の住民（親族・移住予定者を含む）】自治会等の代表者の連絡先について問い合わせる場合（自治会入退会、ごみ集積所の位置、防犯・防災）（※会員の親族の方からの申請については、会員の死亡や病気などにより会員本人から自治会へ連絡ができない場合の退会相談等に限る）
4. 【土地または建物の開発・売買・管理に関する業者】自治会情報を確認する場合（会費、ごみ集積所の位置の確認・使用許可など）
5. 【工事業者】工事内容等について説明する場合（実施内容、通行止めに関する事など）
6. 【自治会・まちづくり協議会】他の自治会との交流や情報交換をする場合（※自治会長、まちづくり協議会会長のみ申請可。それ以外の方は会長の委任状が必要）
7. 自治会が所有する集会所の利用について問い合わせる場合
8. その他、公益的な目的で使用する場合

<主な事例は…>

- 道路や電柱、ガス・水道管、建物の建設などの工事を行う際、施工業者が自治会に事前説明を行い、同意をとる場合
- 新たに転入してきた住民、もしくは不動産の売買にあたる不動産業者が、自治会への加入方法や自治会の情報（会費の額やゴミ出しのルールなど）を確認したい場合
- 自治会員ではない人が、自治会集会所を借りられるか問合せをしたい場合

※同意をいただいていない自治会長の情報は提供しません。

※情報提供時には、使用目的と本人確認を行い、所定の書類の提出を求めています。

※他自治会の会長様に連絡を取りたい場合は、自治会長様から市民協働推進課にお問合せください。お問合せいただいたあと、届け出ている電話番号へ折り返しご連絡いたします。